

## 日程第 2 議案第 1 号

熊谷文化創造館、熊谷市立大里生涯学習センター及び熊谷市立江南総合文化会館の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者制度の対象とする公の施設の名称

熊谷文化創造館

熊谷市立大里生涯学習センター

熊谷市立江南総合文化会館

### 2 指定管理者として指定する団体

熊谷市拾六間 1 1 1 番地 1

公益財団法人 熊谷市文化振興財団

理事長 富 岡 清

### 3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

### 4 指定管理料

1, 1 3 3, 0 0 0, 0 0 0 円 (上限額 5 年間分)

## 日程第 2 議案第 2 号

熊谷市スポーツ・文化村の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者制度の対象とする公の施設の名称

熊谷市スポーツ・文化村

### 2 指定管理者として指定する団体

さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号

アイル・オーエンスグループ

代表団体：さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号

アイル・コーポレーション株式会社

代表取締役 田口 幸隆

構成団体：東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号

歌舞伎座タワー 2 0 階

株式会社オーエンス

代表取締役 大木 一雄

### 3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

### 4 指定管理料

4 3 7, 0 0 0, 0 0 0 円（上限額 5 年間分）

## 日程第2 議案第3号

### 熊谷市史編さん大綱の改定について

熊谷市史編さん事業の適正な推進を図るため、熊谷市史編さん大綱を下記により別紙のとおり改定する。

#### 記

##### 1 改定の概要

「熊谷市史編さん大綱」（別紙）（以下「大綱」という。）のうち、「熊谷市史編さん年次計画」の一部を変更する。

##### 2 その他

本件について、令和元年11月6日付けで熊谷市教育委員会教育長から熊谷市史編さん委員会委員長宛、諮問を行ったところ、同日に開催された、令和元年度第1回熊谷市史編さん委員会においてこれに関する審議が行われ、熊谷市史編さん委員会条例（平成19年6月29日条例第24号）第2条の規定に基づき、同日付けで、同委員長から、諮問のとおり大綱を改定することについて適当と認める旨の答申（別紙答申書（写し）参照）がなされたものである。

## 熊谷市史編さん大綱（改定案）

平成19年10月 1 日制定  
平成27年 4 月 1 日改定  
平成30年 5 月 1 日改定  
令和 年 月 日改定

### 1 市史編さんの経緯と趣旨

#### (1) 経緯

本市においては、旧熊谷市として昭和38年に熊谷市史前篇、39年に熊谷市史後篇が、また昭和59年に熊谷市史通史編が刊行され、旧妻沼町として昭和52年に妻沼町史が刊行された。しかし、それぞれ、当時の情勢に応じて刊行された意味合いがあるものの、いまだ各分野にわたる、調査報告書、資料編、別編等が刊行されていない。

このような中、旧熊谷市では、平成14年度に「熊谷市史編さん準備委員会」が、また、旧妻沼町では平成16年度に「妻沼町史編さん準備委員会」が発足した。さらに平成17年10月に熊谷市、大里町及び妻沼町が合併し、平成17年度に「熊谷市史（旧妻沼町編）編さん準備委員会」が設置され、市史の発刊を目指し審議を重ねた。しかし、各準備委員会において一定の成果は上がったものの、平成の大合併のさなかということもあり、市史編さんの本格的な着手は、平成19年2月の江南町との合併後新たに熊谷市史編さん委員会を設置し、審議を経てからとされた。

#### (2) 趣旨

大合併の波が一段落し、新熊谷市の体制が整い、かつ熊谷市史編さん委員会が発足された今、熊谷地域、妻沼地域における歴史・文化・民俗・自然等を取り扱った総合的な市史の編さん・刊行に着手することは時機を得たものであり、同時に市民の願いである。

熊谷市史編さん委員会では、以下のような基本方針及び基本計画の基に熊谷市史を編さん・刊行することが望ましいと考える。

なお、大里地域、江南地域は既に村史・町史が刊行済みであるため、熊谷市史編さん準備委員会（合併前及び合併後のもの）において検討された成果を踏まえ、主として熊谷地域及び妻沼地域を対象として編さんするものとする。しかし、通史編、普及版及び歴史年表については、新熊谷市を対象とすることが自然と考えられること、また、指定文化財、仏像・仏画及び民俗芸能（映像）については、未だ刊行されていないことを考慮し大里地域及び江南地域を対象に含むものとする。また、自然編については、熊谷・大里・妻沼地域を対象とする。

### 2 市史編さんの目的

- (1) 熊谷市の歴史的・文化的発展の過程を実証し、先人の営みや歴史を集大成し、未来の市民への歴史的文化遺産とする。
- (2) 市民の郷土に対する関心と愛着を深め、地域的連帯感やふるさと意識、さらに市民意

識を高揚し、まちづくりに活かす。

- (3) 市民文化の向上と熊谷市の発展に寄与する。
- (4) 歴史的、文化的資料の散逸・消滅を防ぐとともに、新しい資料や史実の発掘・発見に努め、それらを体系的に整理、記録、保存し後世に伝える。
- (5) 熊谷市における文化的事業として位置づけ、熊谷市の歴史・文化を全国に発信する。

### 3 市史編さんの基本方針

- (1) 市域・県内のみならず全国的・世界的視野を持って歴史全体の流れの中で、熊谷市の歴史を捉えること。
- (2) 時代ごとに熊谷の特色を明らかにするよう配慮し、市民の立場に立ち、市民誰もが親しめる市史を編さんすること。
- (3) 人権尊重の視点を大切にすること。
- (4) 重要な資料を調査収集して、学問的評価が得られる内容を維持し、研究者の便に資するとともに、平易な叙述を心がけ、市民にわかりやすい市史とすること。
- (5) 小・中学校の「地域を学ぶ」学習など総合学習の資料及び高校の「地域学習」の資料として役立つことができる市史であること。
- (6) 資料編等については、詳細かつ網羅的であり、専門的な内容を包括する市史であること。
- (7) 編さんの過程で収集した資料は、市史刊行後、市民が活用できるよう保存管理し、将来に伝え残すための措置をすること。
- (8) 市史編さんの過程において啓発を図りながら、広く市民の協力を求めること。
- (9) 購入しやすい価格にすること。
- (10) 調査・研究が終了したものから順次刊行すること。

### 4 市史編さんの基本計画

#### (1) 構成

市史の構成は通史編、資料編、別編、普及版及び各種報告書等に分けて編さんする。

ただし、資（史）料の収集状況によりそれぞれの予定巻数を増減できるものとする。

詳細は、熊谷市史編さん刊行計画（案）のとおり。

#### (2) 体裁

- |           |    |              |
|-----------|----|--------------|
| ① 通史編・資料編 | 型  | B5判          |
|           | 頁数 | 各巻500～1,000頁 |
|           | 活字 | 明朝体          |
|           | 紙質 | 書籍用上質紙       |
|           | 装丁 | クロス表紙 カバー巻き  |

#### ② 別編・普及版・報告書

- |  |    |              |
|--|----|--------------|
|  | 型  | A4判          |
|  | 頁数 | 各巻300～1,000頁 |

活字 明朝体  
紙質 書籍用上質紙  
装丁 無線綴じ 並製本

(3) 発行部数

市民・県民等の郷土への理解を深めるため、市内の学校、県内の図書館、県立文書館へ配布するほか、行政施策に資するため市議会や県内市町村等に配布する。

また、関心を有する市民・研究者等の要望に応えるに十分な部数を有償で頒布する。  
具体的な部数は、発行段階で、改めて市史編さん委員会で協議する。

(4) 発刊期間

平成19年から平成44年まで

詳細は、市史編さん年次計画（案）のとおり。

5 市史編さんの組織体制

市史編さん事業を円滑、効率的に推進するため、市史編さん委員会及び市史編集委員を置く。市史編さん委員会は、市史編さんに関する基本方針及び基本計画を定めるための諮問機関であり、市史編集委員は市史に関する調査、執筆、編集等の具体的な実務に当たるものとする。

組織図については、別紙のとおりとする。

各委員会の構成、会議の開催については下記のとおりとする。（ただし、市史編さん委員会については、条例で規定されている。）

市史編さん委員会

構成

- (1) 市議会議員
- (2) 文化財保護審議会委員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市民団体の代表者
- (5) 公募による市民

会議の開催

熊谷市教育委員会の諮問に応じ、市史編さん委員会会議を開催する。

市史編集委員

構成

- (1) 監修者 1名
- (2) 専門委員 12名
- (3) 専門調査員 50名以内

会議の開催

年次計画に従い、必要に応じ随時編集委員会会議を開催するものとする。

## 熊谷市史編さん刊行計画

### 本編

No.	編名	担当部会	範囲・内容	冊数
1	資料編1 考古	考古	熊谷・妻沼地域の旧石器時代～現代の遺跡・出土遺物を収録	1冊
2	資料編2 古代・中世	古代、中世	古代～中世の熊谷・妻沼地域に関する史料を網羅的に収録	1冊
3	資料編3～5 近世	近世	熊谷・妻沼地域の江戸時代の寺社・諸家文書などを収録	熊谷地域 2冊 妻沼地域 1冊
4	資料編6～8 近代・現代	近現代	熊谷・妻沼地域の明治・大正・昭和・平成時代の行政・諸家文書、新聞などを収録	熊谷地域 2冊 妻沼地域 1冊
5	通史編1～3	考古、古代、中世、近世、近現代	原始時代から現代までの熊谷市全域のすがたをまとめる	3冊

### 別編

6	別編1 民俗	民俗	熊谷・妻沼地域の祭りや行事、信仰などを多面的に解説	1冊
7	別編2 妻沼聖天山の建築	建築	国重要文化財聖天堂や貴惣門など、妻沼聖天山の建築について解説	1冊
8	別編3 自然編1 地形・地質	自然(地形・地質)	熊谷・大里・妻沼地域の土地の成り立ちと特質を地質調査から解説	1冊
9	別編4 自然編2 動物	自然(動物)	熊谷・大里・妻沼地域に生息する昆虫、動物を調査し写真で解説	1冊
10	別編5 自然編3 植物	自然(植物)	熊谷・大里・妻沼地域の植物植生を調査し写真で解説	1冊
11	別編6 地誌	地誌ほか	訪販録などの地誌を参考に、熊谷の新たな地誌をまとめる	1冊

### 普及版

12	普及版	全部会	写真・図版などを多く入れ、誰にでもわかりやすい通史を描く	1冊
----	-----	-----	------------------------------	----

### 調査報告書(カラー版)

1	中世の石造物	中世	全国有数の数を誇る板碑やその他の中世石造物について写真とともに解説	2冊
2	指定文化財	全部会	市内の指定文化財について、写真とともに解説	1冊
3	仏像・仏画	仏像	市内の仏像や仏画などについて、写真とともに解説	3冊
4	直実・実盛伝説	中世	中世以降の直実・実盛の史料等を収録	1冊

### 調査報告書(映像版)

1	民俗芸能	民俗	市内の無形民俗文化財(まつりなど)を映像化して記録	未定(巻数)
---	------	----	---------------------------	--------

### 調査報告書

1	民俗基礎調査報告書	民俗	各分野の民俗について熊谷、妻沼地域で調査	14冊
2	諸家文書目録	近世、近現代	編さん事業で新たに調査をした文書の目録	未定
3	行政文書目録	近現代	明治～昭和時代の重要な行政文書の目録	未定
4	新聞記事目録	近現代	熊谷にかかわる新聞記事の目録	未定
5	近世の石造物	近世	近世の石造物について解説	未定

### その他

1	熊谷市史研究	全部会	1年に1度、編集委員の論考を掲載	年1冊
2	熊谷市歴史年表	全部会	新熊谷市の歴史年表を作成	1冊
3	熊谷市史報告書	全部会	本編の補遺、本編では取り上げることができない事項についての報告	適宜

# 熊谷市史編さん年次計画

・凡例： ○ 刊行    ■■■■■ 執筆期間    ■■■■■ 執筆のための調査期間    ..... 基礎調査期間    ■■■■■ 調査の準備期間  
(主に編集委員が行う調査の期間)    (事務局が中心となって行う基礎的な調査の期間)    (基礎調査に関する助言等を行う期間(基礎的な資料が十分でないため、執筆のための調査は原則として行わない。))

No.	年度 編名	H19年 準備	20年 1年目	21年 2年目	22年 3年目	23年 4年目	24年 5年目	25年 6年目	26年 7年目	27年 8年目	28年 9年目	29年 10年目	30年 11年目	R元年 12年目	2年 13年目	3年 14年目	4年 15年目	5年 16年目	6年 17年目	7年 18年目	8年 19年目	9年 20年目	10年 21年目	11年 22年目	12年 23年目	13年 24年目	14年 25年目		
1	資料編1 考古			■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○																			
2	資料編2 古代・中世		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○																			
3	資料編 3～5 近世		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
			..... 地方文書所在確認・目録作成、県立文書館文書調査 .....												妻沼地域編		熊谷地域編上			熊谷地域編下									
4	資料編 6～8 近代・現代		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
			..... 文書所在確認・目録作成、新聞・雑誌記事調査、県立文書館文書調査 .....												妻沼地域編		熊谷地域編上			熊谷地域編下									
															下巻(近代・現代)			中巻(近世)											
5	通史編 上巻・中巻・ 下巻						■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○													
6	別編1 民俗		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
			..... 民俗基礎調査 .....																										
7	別編2 妻沼聖天山 の建築					■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
8	別編3 自然編1 地形・地質																												
9	別編4 自然編2 動物																												
10	別編5 自然編3 植物																												
11	別編6 地誌																												
12	普及版																												
13	調査報告書 中世の石造 物		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
															石造物悉皆調査		2次調査			.....									
14	調査報告書 仏像・仏画																												
															■■■■■		報告書①												

※ 表に記載のない調査報告書については、編集スケジュール未定(ただし、『民俗基礎調査報告書』については既刊)

(ほかに、進捗状況に応じて2冊の報告書を刊行する。)



# <新旧対照資料>

参考

## 熊谷市史編さん年次計画

・凡例： ○ 刊行    ■■■■■ 執筆期間    ——— 執筆のための調査期間 (主に編集委員が行う調査の期間)    ..... 基礎調査期間 (事務局が中心となって行う基礎的な調査の期間)    ■■■■ 調査の準備期間 (基礎調査に関する助言等を行う期間(基礎的な資料が十分でないため、執筆のための調査は原則として行わない。))

No.	年度 編名	H19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年		
		準備	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目		
1	資料編1 考古			■	■	■	■	■	■■■■■	○																			
2	資料編2 古代・中世		■	■	■	■	■	■■■■■	○																				
3	資料編 3～5 近世		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
		..... 地方文書所在確認・目録作成、県立文書館文書調査 .....											..... 史料の整理・保存措置 .....																
4	資料編 6～8 近代・現代		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
		..... 文書所在確認・目録作成、新聞・雑誌記事調査、県立文書館文書調査 .....											..... 史料の整理・保存措置 .....																
5	通史編 上巻・中巻・ 下巻						上巻(原始・古代・中世)			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		..... 民俗基礎調査 .....											..... 史料の整理・保存措置 .....																
6	別編1 民俗		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
7	別編2 妻沼聖天山 の建築					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
8	別編3 自然編1 地形・地質																												
9	別編4 自然編2 動物																												
10	別編5 自然編3 植物																												
11	別編6 地誌																												
12	普及版																												
13	調査報告書 中世の石造 物		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		..... 2次調査 .....											..... 報告書 ○																
14	調査報告書 仏像・仏画																												
		..... 報告書① ○											(ほかに、進捗状況に応じて2冊の報告書を刊行する。)																

※ 表に記載のない調査報告書については、編集スケジュール未定(ただし、『民俗基礎調査報告書』については既刊)



熊史編委収第1号

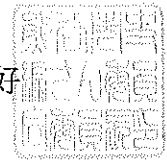
令和元年11月6日

熊谷市教育委員会

教育長 野原 晃 様

熊谷市史編さん委員会

委員長 飯塚 好



熊谷市史編さんについて (答申)

令和元年11月6日付け熊社教発第2047号で諮問のあった標記のことについては、諮問のとおり「熊谷市史編さん大綱」を改定することについて適当と認めます。

なお、答申に係る当委員会の審議の経緯等については、別紙のとおりです。



## 別紙

### 答申に係る審議の経緯及び理由

#### 1 審議の経緯

当委員会は、熊谷市教育委員会から、令和元年11月6日付けで、「熊谷市史編さん大綱」（以下「大綱」という。）の改定（「熊谷市史編さん年次計画」（以下「年次計画」という。）の一部変更）について諮問を受けた。当該諮問においては、年次計画を含む大綱の改定案（以下「改定案」という。）が示された。

これを受け、同日に開催した令和元年度第1回の委員会において、当該諮問に関する審議を行った。その結果、改定案の内容について特に異議等はなく、今回の答申に至ったものである。

#### 2 理 由

今回の大綱の改定については、現行の年次計画において、令和2年度に、『熊谷市史 資料編5 近世3（妻沼地域編）』（以下「資料編5」という。）及び『熊谷市史調査報告書 中世の石造物』の2巻を刊行する予定となっているところ、編集の体制等の観点から再検討した結果、当該2巻の刊行を別の年度に分けることとし、このうち、分量の多い資料編5の刊行年度を次年度の令和3年度に移行し、併せて、同巻と同様に熊谷市史近世専門部会が編集を担当する他の資料編各巻（資料編3〔熊谷地域編 上〕、4〔熊谷地域編 下〕）についても、刊行年度を各1年度ずつ現行計画の次年度に移行するとともに、上記の各巻に係る執筆のための調査期間及び執筆期間について、刊行年度の変更に連動した変更を行うことが、その内容となっている。

これについて検討した結果、着実な熊谷市史の刊行の観点から、無理のない年次計画とすることが望ましいと考えられ、今回の改定は、妥当であると認められる。

以上の理由から、当委員会は、今般の諮問に対し、当該改定案のとおり「熊谷市史編さん大綱」を改定することについて適当と認める旨、答申するものである。

## 日程第 2 議案第 4 号

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市公民館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 35 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「主事及び」を削る。

第 5 条第 1 項中「館長事故」を「館長に事故」に、「ときは、」を「ときは」に、「これを」を「がこれを」に、「館長、」を「館長及び」に、「上席係長が、」を「上席係長が」に改め、同条第 2 項中「、係長」を「及び係長」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 熊谷市公民館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第35号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 その他の職員は、上司の命を受け事務又は業務に従事する。</p> <p>第5条 <u>館長に事故があるときは副館長がこれを代理し、館長及び副館長ともに事故があるときは上席係長が代理する。</u></p> <p>2 館長、副館長<u>及び係長</u>ともに事故があるときは、上席者が代理する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>主事及び</u>その他の職員は、上司の命を受け事務又は業務に従事する。</p> <p>第5条 <u>館長事故があるときは、副館長これを代理し、館長、副館長ともに事故があるときは、上席係長が、代理する。</u></p> <p>2 館長、副館長、<u>係長</u>ともに事故があるときは、上席者が代理する。</p>